

2007年12月5日

中央教育審議会

教育振興基本計画特別部会 御中

「教育振興基本計画の審議の状況」に関する意見

日本労働組合総連合会
社会政策局長 加来 栄一

教育振興基本計画の位置づけについて

「基本計画」は政策の羅列ではなく、日本の教育が5年間で必ず実行しなければならない柱を掲げ、各論は基本計画を受けた政策課題として位置づけるべきではないでしょうか。政策課題の中から、特に5年間で必ず達成すべきと判断された事項については数値目標を設定するなど、重点政策を明確にし、達成目標を明示することが計画としての実効性を担保すると考えます。

また、国の基本計画は大枠であって、地域での計画の微細を左右するものではありません。都道府県や地方自治体では教育委員会を中心に、既に取り組み計画が策定されている場合も多いと聞きます。教育振興基本計画の策定に当たっては、地域の自主的な計画策定を徒に拘束しないような運用を期待します。

「基本的な考え方」および「重点的に取り組む事項」についての意見

予算の裏付けある実行計画を

基本計画は実行計画であり、実行するためには、予算措置の裏付けある計画づくりが必要です。政府としても教育を重点政策として捉えていると思われます。人材は貴重な資源であり、財政上の問題はあるにせよ、しっかりとした予算措置によって、未来の日本を形作ることが必要であると考えます。

「キャリア教育」について

「キャリア教育」の内容として、労働の尊厳に関わる教育、即ち「労働教育」という観点からも、これまで以上に力を入れることが必要です。「労働教育」は、労働が国民の権利であり義務であること、働く者の権利、労働組合の必要性などの教育を通じて勤労観・職業観を醸成することが目的です。加えて「ものづくり」教育や、家族や地域社会で働く大人の姿を学ぶ中から、働くことの意義を理解する様な機会も大切だと考えます。

現在でも中学校における職場体験活動や、一部地域で行われている労働組合リーダーによる実践的な講話など、有意義な取り組みもありますが、これらを更に充実させることで、労働の「尊厳」や「喜び」を学ぶことができるのではないかでしょうか。

なお、現実の労使関係などについては、実際に働く中から学ぶことになりますが、現状では、学校教育を終えた子供たちが社会へ出るに当たって、十分な知識の無さ故に「被害者」にも「加害者」にもなる可能性も否定できません。子供たちの将来にこのような現実が待っていることを考えれば、使用者と労働者との関係や労働組合の必要性などについて、しっかりと学ぶ機会を保証することが求められます。

教育の機会均等を保障するための施策について

主に義務教育段階での教育の機会均等をはかるためには、就学援助の拡充が必要です。現在の援助の内容は、学用品若しくはその購入費、修学旅行費、給食費、学校災害共済掛金、医療費となっていますが、これは就学するための最低限の費用補助であり、子どもに十分な教育を施すための費用ではありません。子供を持つ世帯の教育にかかる費用としては、学校外教育費の比重が質量ともに増しています。ある研究では、学校外教育費の支出額が子どもの学力に大きな影響を及ぼすとの報告もされています。保護者の経済状況によって、子どもが受ける教育に格差が生まれてしまうことは、教育の機会均等を損なうことになってしまいます。

高等学校や高等教育段階での教育の機会均等をはかるためには、奨学金制度や授業料免減制度の拡充も重要なポイントです。制度の対象者を拡大することも重要ですが、保護者の経済格差が拡大している昨今、授業料相当の奨学金制度に加え、生活費用をもカバーする奨学金制度の設計が必要ではないでしょうか。4年制大学を卒業した段階での債務額が多額になってしまことが予想されますが、条件次第で返済不要の措置を講ずるなどの制度も検討する必要があります。

教育行政の在り方の改善について

教育行政において、より的確な施策を策定・実行するために、権限の下部移譲を推し進めることが必要ではないでしょうか。文部科学省から都道府県教育委員会へ、都道府県教育委員会から市区町村教育委員会へ、より教育現場に近い段階への権限委譲を実現し、上位組織は基本方針の策定と下位組織への支援を主な役割とすべきです。場合によっては教育委員会の持つ権限を、学校に付与することも検討することも必要です。

また、教育委員会の情報公開を推進し、より実態に即した協議を展開するため、会議を原則公開し、公聴の機会を増やすなどの運用を行う必要があります。教育委員の選任に当たっては、現行の任命制に代えて、公選制も視野に入れて選任方法を見直す議論を行うことも必要です。これらの施策によって教育委員会を開かれた組織とすることで、社会全体の力で教育行政やその体制の充実を図るべきと考えます。

学校施設の改善・充実について

建築物の耐震性が国民的な関心事である今日、学校の耐震化は急がねばなりません。日本の未来を担う子どもたちの集う場所としてはもちろん、地域行事等の開催場所として、災害時等の避難場所として、学校は様々な意味で多くの人が集まる場所です。その学校の耐震化は、何よりも優先して実現されるべきです。日本の国土の中で、何時何処で起こるか判らない大地震。その時、学校が崩れていっては元も子もありません。阪神大震災の当時、被災地域では学校が避難拠点として機能しました。それも学校施設が地震に耐えたからこそ可能だったことです。全国の全学校施設の耐震化は急務です。5年間の基本計画として、「全学校施設の耐震化」を盛り込むべきではないでしょうか。

大学入試改革について

初等・中等教育から見ても、高等教育から見ても、大学入試は早急に改革すべき課題です。大学入試を初等・中等教育から見た場合、大学入試で知識偏重の出題がなされる以上、高校では知識教育に注力することになってしまいます。そうなれば高校は知識教育を前提とした生徒選抜のための高校入試を行うこととなり、中学校でも知識教育が主眼となり、以下小学校へと伝播することになります。こうして学習指導要領の理念である「生きる力」をはぐくむ足下が揺らいでしまいます。

一方高等教育から大学入試を見た場合、極めて多くの受験生から入学者を選抜するためには、効率性が求められます。大学は結果として、採点作業の効率性の高い、知識偏重の入試形態に偏っていると考えられます。

大学入試について、基本計画の主要課題として位置づけ、5年の間に何らかの方向性を見いだす方向で盛り込む必要があると考えます。

義務教育段階における少人数学級の実現について

義務教育は教育全体の中核をなすものです。その義務教育においてきめ細やかな指導を実施するためには、少人数学級、或いは複数担任制の導入が重

要です。現状では都道府県単位、或いは市区町村単位で独自に少人数学級が実施されており、結果として地域間格差が生じています。

基本計画には、少人数学級（複数担任制を含む）の実現を項目として盛り込み、「今後5年間に全ての小中学校で30人以下学級を実現する」等の数値目標を設定することが重要です。

教職員定数の改善について

前述の少人数学級を実現するためには、当然ながら教職員定数の改善（増員）が必要です。

並行して進められている学習指導要領の見直しの議論の中では、小学校・中学校ともに授業時数が増えることとなっています。しかし現状の教職員数のままでは、増時数分が教職員の負担となってしまいます。改訂内容を実効あるものにするためには、教職員定数の改善（増員）は必要不可欠です。

なお教育振興基本計画の実行過程では、行政改革推進法による教職員定数純減の見直しも視野に入れた取り組みが求められるのではないでしょうか。

・最後に

新教育基本法では、国に教育振興基本計画の策定が義務づけられるとともに、地方公共団体での計画策定が努力義務とされました。今後、各都道府県や市区町村での計画策定に当たっては、国の計画策定と同様に、勤労者も含め、有識者や地域住民から広く意見を募る機会を設けるなど、色々な声が計画策定に生かされ、地域に根ざした、地域で生きた計画となるような仕組みを是非お考え頂きたいと思います。

以上